最終更新日：2018年6月29日

第一稀元素化学工業株式会社
代表取締役社長 井上　剛
問合せ先：総務部長　水野貴雄
証券コード：4082
http://www.dkkk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業がその存在価値を認められ成長を続けるためには、倫理・法令を遵守し、企業内外の全ての利害関係者から信頼を得ることが重要であると認識しております。その前提のもとで経営の健全性と透明性を高めることにより、的確な経営の意思決定を行い、適切な情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの基本原則であると考えております。
また、内部統制システムの一層の強化と実効性の確保を図るため、監査役監査、会計監査人監査及びISOの外部監査に加え、顧問弁護士を含むメンバーで構成するリスク管理委員会や内部通報制度を構築するなど、モニタリング体制の維持に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】
議決権電子行使につきましては、今後の株主数の推移や株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、引き続き検討を進めてまいります。なお、招集通知(狭義) につきましては、英訳し開示しております。

【補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1)】
当社は役員定年制を採用しており、取締役の新陳代謝を図れるようにしております。最高経営責任者等の具体的な後継者の計画は作成しておりませんが、候補となる人材には、部門ローテーションによる多様な経験やリーダシップを発揮する役割を担わせるとともに、外部の機関等を活用し、経営者としての資質等を学ばせる機会を設けております。また、その候補者の選定にあたっては、「役員規程」にて推薦の判断基準と取締役会での選定手順を定めて設けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
政策保有株式につきましては、取引関係の維持発展及び共同研究開発、さらには当社の円滑な事業運営、中長期的な企業価値向上等の進展を目的として保有しております。保有の継続可否につきましては、その効果、意義、合理性や当社の財務に与える影響等を個別に取締役会で定期的に審議し判断しております。また、議決権の行使にあたっては、株主価値が著しく毀損される恐れのある議案に対しては反対する場合もあり得ますが、原則、上記保有目的である取引関係の維持発展等に活かすことを基準として議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は「関連当事者取引管理規程」を設け、関連当事者との利益相反の可能性がある取引につきましては、事前に取締役会で審議し、承認を受けることになっております。また、取引内容に関しましては、取締役会で定期的に報告を受け把握できるようになっております。

【原則3-1 情報開示の充実】
⑴ 当社は、経営理念等につきまして、自社ウェブサイト（http://www.dkkk.co.jp/）にて開示をしております。また、2022年を最終年度とする中長期経営方針『DK-ONE　Project』を策定しており、具体的に、①当社グループの出荷量2倍、②新規開発品の売上比率15%以上、③職場環境の整備・維持、④事業拡大に向けた人材開発の強化、という方針を掲げ、事業の拡大・発展を目指しております。
⑵ コーポレートガバナンスの基本的な考え方を自社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しております。
⑶ 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針については有価証券報告書等にて開示しております。なお、報酬額の算定にあたっては、株主総会で定められた役員報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。
⑷ 取締役会は、当社の経営陣幹部または取締役・監査役として相応しい優れた人格、見識、能力および豊富な経験並びに高度な専門性とともに、高い倫理観を有している者を登用いたします。選任・指名にあたっては、論文の提出を課し候補者の適性等について取締役会で審議の上、決定しております。社外取締役の指名につきましては、特に経営に関する豊富な経験があることを重視して、それらをベースに当社の企業価値向上に資する人材の指名を基本的な考え方としております。また、社外監査役を含む監査役の指名につきましては、監査役候補として財務・会計に関する豊富な経験に基づき、当社の経営に有益な助言をいただける人材を基本的な考え方としております。
⑸ 取締役会は、上記 ⑷ を踏まえ、取締役・監査役候補者の経験・知識、資質等を勘案し審議の上、選任・指名を決議しております。また、取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の理由については、招集通知にて都度開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務 ⑴ 】
当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を「取締役会規程」において定めております。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役社長以下の経営陣に委任しており、その内容は、「職務権限規程」や「稟議規程」において明確に定めております。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、金融商品取引所の定める独立性基準に準じた「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、その要件を満たす独立社外取締役を2名選任することにより、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしており、よって独立社外取締役として求められる責務を十分に果たしていると考えております。そのため、現時点におきましては取締役の3分の1以上を独立社外取締役とする旨必要とは考えておりません。今後、当社を取り巻く環境の変化により、社外取締役の増員等を検討してまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、「社外役員の独立性に関する基準」を定めており、有価証券報告書等にて開示しております。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社取締役会は、当社の業務に精通した業務執行取締役及び常勤監査役に加え、社内出身者とは異なる職歴や経験、専門的な知識等を有し、経営監督機能を高める役割、機能を十分に果たし得る複数の社外取締役及び社外監査役から構成することとし、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性が確保されるよう努めております。なお、取締役・監査役候補者の個々の選任・指名の理由を招集通知等にて開示しております。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、開示しております。現在、社外監査役1名が当社グループ以外の他の上場会社1社の社外役員を兼任しておりますが、合理的な範囲と考えております。

【補充原則4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社は、全ての取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、運営等についてアンケートによる実効性の評価・分析を実施しております。評価の結果、当社の取締役会は適切に機能しており、実効性は確保されているものと評価しております。今後も各取締役・監査役からの意見等を踏まえ、引き続き必要な対応策を検討するとともに、更に実効性を向上させるべく適宜改善を行ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】
当社は、取締役に対し、必要に応じて企業経営、コンプライアンス等に関する研修を実施しております。また、取締役および監査役に対して、継続的に外部機関が提供するセミナーに参加する機会を提供し、会社はその費用を負担しております。社外取締役および社外監査役は、当社グループの事業の理解を深めることを目的として、随時、事業に関する説明を受け、視察を実施する等の施策を講じております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
IR活動に必要な情報は、営業部・財務部・資材部ほか関係部署から収集し、企画部で取りまとめをしております。当社のIR活動は、決算説明会、個人投資家説明会、自社ウェブサイトの企画・運営を行っております。また、個人株主からのご質問等に対してはその都度丁寧に対応しており、有用なご意見・ご懸念事項については、経営陣や関連部門に適時フィードバックしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
國部　克彦	1,480,000	6.12
HSBC － FUND SERVICES CLIENTS A／C 500	1,448,300	5.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,099,900	4.55
第一稀元素化学工業従業員持株会	1,059,900	4.38
岩谷産業株式会社	861,000	3.56
井上　純子	810,000	3.35
井上　剛	765,500	3.17
國部　智之	660,000	2.73
GOVERNMENT OF NORWAY	612,390	2.53
中村　嘉代子	420,000	1.74

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀内　哲夫	他の会社の出身者								△			
奥村　明	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内　哲夫	○	取締役就任前の3年間、生産部門の体質強化を目的にコンサルティング契約を結んでおりました。報酬金額は年間6,000千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	同氏は、長年にわたり日東電工株式会社に勤務し、取締役を歴任後日立マクセルエナジー株式会社及び日立マクセル株式会社の社外取締役を勤められ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営の監督をしていただくとともに、経営全般に関して外部の視点から提言をいただくため、社外取締役に選任いたしました。

奥村　明	○	同氏は、当社製品の販売先であるエヌ・イーケムキャット株式会社の代表取締役社長でありました。	同氏は、長年にわたりBASFジャパン株式会社に勤務し、その間、取締役を歴任しました。その後エヌ・イーケムキャット株式会社代表取締役社長を務めました。その経歴を通じて、同氏は、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営の監督をしていただくとともに、経営全般に関して外部の視点から提言をいただき、コーポレート・ガバナンスの強化をはかることに寄与していただくため、社外取締役として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は内部監査部門として、業務執行機関から独立した内部監査部を設置しております。監査役は、内部監査部の監査計画の確認および監査結果についての情報を得ており、監査役監査に反映しております。一方で監査役は会計監査人の監査報告を定期的に受けるだけでなく、会計監査人の監査に同席するなど、相互の監査方針の確認および監査結果についての情報交換等を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西井　信博	他の会社の出身者													
津田　佳典	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

西井　信博	○	―――	上場企業の総務部長や経理部長の経験を活かし、業務全般についての助言をいただくため。また、当社とは特別な利害関係になく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないとの判断から、独立役員に指定しました。
津田　佳典	○	監査役就任前の3年間、7カ月にわたり当人が代表を務めるコンサルティング会社と内部統制報告制度（J-SOX）導入に関するコンサルティング契約を結んでおりました。報酬金額は1,000千円であり、当社の独立性基準の10,000千円を下回るものです。	会計等のコンサルティング会社の代表取締役として、また公認会計士としての経験を活かし、業務全般についての助言をいただくため。また、当社とは特別な利害関係になく、一般株主と利益相反を生じるおそれがないとの判断から、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

今後、報酬制度も含めて十分検討を行い、必要であれば実施したいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第62期の取締役および監査役の報酬等の総額は次のとおりであります。
取締役（除く社外取締役）の報酬等の総額130百万円（基本報酬130百万円）員数7名
監査役（除く社外監査役）の報酬等の総額14百万円（基本報酬14百万円）員数1名
社外役員の報酬等の総額25百万円（基本報酬25百万円）員数4名
上記の取締役7名のうち4名は使用人兼務役員であり、使用人兼務役員につきましては、上記役員報酬とは別に使用人報酬として総額14百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の総額は、株主総会における承認決議の範囲内で決定しております。各役員個々の報酬額については内規に基づき、当期の会社業績、業績への貢献度、従業員の給与水準、職務内容、職務の執行状況等を総合的･客観的に考慮し、決定しております。各取締役の報酬等については取締役会において、各監査役の報酬等については監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役については、月次決算などの重要な報告に関して、確定後すみやかに報告される体制になっております。また、取締役会に出席するほか、経営会議などの重要会議に随時出席しております。社外監査役については、毎月1回以上開催されている監査役会にて、常勤監査役より詳細な報告を受け意見交換を行っており、出席する会議の資料等は、原則として事前に配布され検討できる体制になっております。なお、社外取

締役と監査役会で定期的に情報交換と課題を協議する場を設けているほか、社外取締役・社外監査役全員が内部監査部より監査結果の報告を受けております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

顧問・相談役制度はありますが、現在は対象者がおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

重要事項の決定機関として、取締役会に加えて経営会議を設置しております。取締役会は定例的に月1回開催されるほか、必要に応じて随時開催されております。さらに、取締役及び各部門長で構成する経営会議を月1回以上開催し、取締役会に付議する案件及び会社運営の全般的執行方針並びに経営に関する重要事項について審議を行っております。経営会議を開催することで最終決定に至る過程の透明性を高め、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っております。
監査役監査につきましては、監査役会で定めた監査方針のもと、取締役会及び経営会議に出席し、さらにその他の会議にも積極的に参加するとともに、業務状況の聴取、重要な決議書類の閲覧、工場・営業所への実査を行うなど、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。
内部監査は、内部監査部により、各部門を年間最低1回監査するよう年間スケジュールを策定し計画的に監査しております。外部監査は、新日本有限責任監査法人の監査及び一般財団法人日本品質保証機構のISO監査（品質・環境）を定期的に受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役2名を含む3名の監査役による監査体制を設けており、これにより経営の監視体制は十分に機能しているものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、会社法上で定める発送期限前に招集通知の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	原則、集中日を避けて設定しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（狭義）について英訳し、開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けのIRフェアや合同企業説明会への参加など、代表者自身による会社概要の説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半年に1回、第2四半期決算及び本決算の開示直後に、東京において説明会及び機関投資家訪問を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料のほかニュースリリースやトピックスをタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部担当役員をIR責任者とし、企画部にIR担当者及びIR事務連絡責任者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の全ての役職員が行動の規範とし、取り組むべきことをまとめて、「第一稀元素化学工業 行動指針」としております。その中で、各ステークホルダーとの関係性と立場の尊重を規定して おります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備については、コーポレート･ガバナンス体制を強化･向上させ、企業価値を向上させるための根幹であるとの認識のもと、その基本方針を平成18年4月に取締役会で決議（最終改定平成30年5月）しております。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範として「第一稀元素化学工業行動指針」を制定し、法令の遵守･社会規範の尊重･良識ある企業活動を行動の基本としております。
(2) 法令遵守に関する諸規程を有効に運用することにより、コンプライアンス体制の構築･維持･向上を推進しております。さらに、これらを社内に浸透させる手段として必要に応じて研修を実施しております。
(3) 社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、ガバナンス体制の強化に努めております。リスク管理委員会では、法令違反や突発的な事件･事故などにより当社の経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクについて、外部の専門家とともに、事前の予防並びに発生時の対応･対策を検討しております。
(4)「内部通報制度規程」を制定し、社外の弁護士及び社外監査役等を直接の情報受領者とする「内部通報制度」を整備運用しております。
(5) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門である総務部内に「コンプライアンス事務局」を設置しております。
(6) 監査役は当社の「コンプライアンス推進体制」及び「内部通報制度」の運用に問題があると認めるときは、意見を述べ、改善策の策定を求めることができるよう「リスク管理委員会」に出席しております。
(7) 反社会的勢力に対しては「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、これらの勢力とは一切関係を持たず、不当な要求には応じない旨、さらにこれらの勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わない旨などを定めております。また、これらの勢力に対する対応は総務部が統括し、所轄警察署及び株主名簿管理人から関連情報を収集するなど、最新の動向を把握するよう努めております。
(8) 当社のすべての役職員等は「第一稀元素化学工業行動指針」及び「内部通報制度」が記載された冊子を常に携帯することとしております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録、稟議書類、各種契約書類その他の業務執行状況を示す重要な情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理することとし、情報の重要度により分類し、適切な期間を設けて閲覧可能な状態を維持しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 想定されるリスクの管理に関する諸規程を定め、不測の事態が発生した場合の対策責任者を明確にするとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーとともに迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し損失を最小限に止める体制を整えております。
(2)「リスク管理委員会」を活用し、原則として法令違反や突発的な事件･事故などにより経営基盤に重大な影響を与える可能性のあるリスクの管理及び内部統制システムの構築･維持･向上を推進しております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当社の業務執行に関する重要事項については事前に取締役、常勤監査役、各部門長によって構成される経営会議において議論し、その審議を経て執行決定を行っております。
(2) 取締役会の決定に基づく職務の執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めております。

5．当社並びに子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社及び関連会社が当社の行動指針と同等の指針を制定することを通じて、当社並びに子会社等から成る企業集団の健全な企業風土の醸成に努めます。
(2) 職務分掌規程及び職務権限規程において、企画部を子会社及び関連会社の統括部門と定めております。また、関係会社管理規程を定め、子会社及び関連会社の適正な経営管理を行っております。
(3) 取締役は関係会社管理規程に則り、当社と子会社及び関連会社間の連携を密にして指導、助言するとともに、必要に応じて会計監査人と連携しモニタリングを実施しております。
(4) 取締役は子会社及び関連会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告することとしております。監査役は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとしております。
(5) 関係会社管理規程に基づき、当社から派遣した子会社及び関連会社の取締役は、重要な意思決定に先立ち、当社の意向を確認し、その指示に従うものとしております。また、経営情報及び経営に重大な影響を及ぼす事項については定期的及び適宜、当社の担当部門へ報告するものとしております。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する条項を監査役会規程において定め、必要に応じて当社の使用人から監査役補助者を任命することとし、監査役補助者は監査役からの指揮命令下で業務を遂行するものとします。監査役補助者の評価は監査役が行い、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の意見を優先した上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
(2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととします。

7．当社並びに子会社等から成る企業集団の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告する体制として、監査役をメンバーに含む取締役会を月1回、経営会議を月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について報告するものとしております。前記に関わらず、取締役及び使用人は随時その担当する業務の執行状況を監査役に報告し、さらに監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
(2) 当社の取締役及び使用人は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するほか、遅滞なく経営会議または取締役会に報告するものとしております。さらに監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
(3) 子会社及び関連会社の取締役及び使用人は、各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実、業務又は業績に影響を与える重要な事項について、直接又は当社の担当部門を通じて、当社の監査役に報告するものとします。

(4) 監査役は子会社及び関連会社に関する報告に対して、必要な範囲で、子会社及び関連会社の業務及び財産の状況を調査することができます。
(5)「リスク管理委員会」及び「内部通報制度」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。
(6) 当社は取締役及び使用人が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを行いません。内部通報に対しては、内部通報制度規程で相談・通報人の保護をしています。
(7) 当社は、監査役の職務を執行するために必要な費用は会社負担とし、監査役と協議の上、予算をあらかじめ定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力に対しては「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」において、これらの勢力とは一切関係を持たず、不当な要求には応じない旨、さらにこれらの勢力と関係のある取引先とはいかなる取引も行わない旨などを定めております。また、これらの勢力に対する対応は総務部が統括し、所轄警察署及び株主名簿管理人から関連情報を収集するなど、最新の動向を把握するよう努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、基本的には経営努力により企業価値を向上させることが、最大の買収防衛策であると認識しております。現在は特段の買収防衛策を導入しておりませんが、各種の買収防衛策の調査・研究は続けており、今後の状況の変化により必要であれば具体的な買収防衛策を検討し、株主の皆様の承認をいただきたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

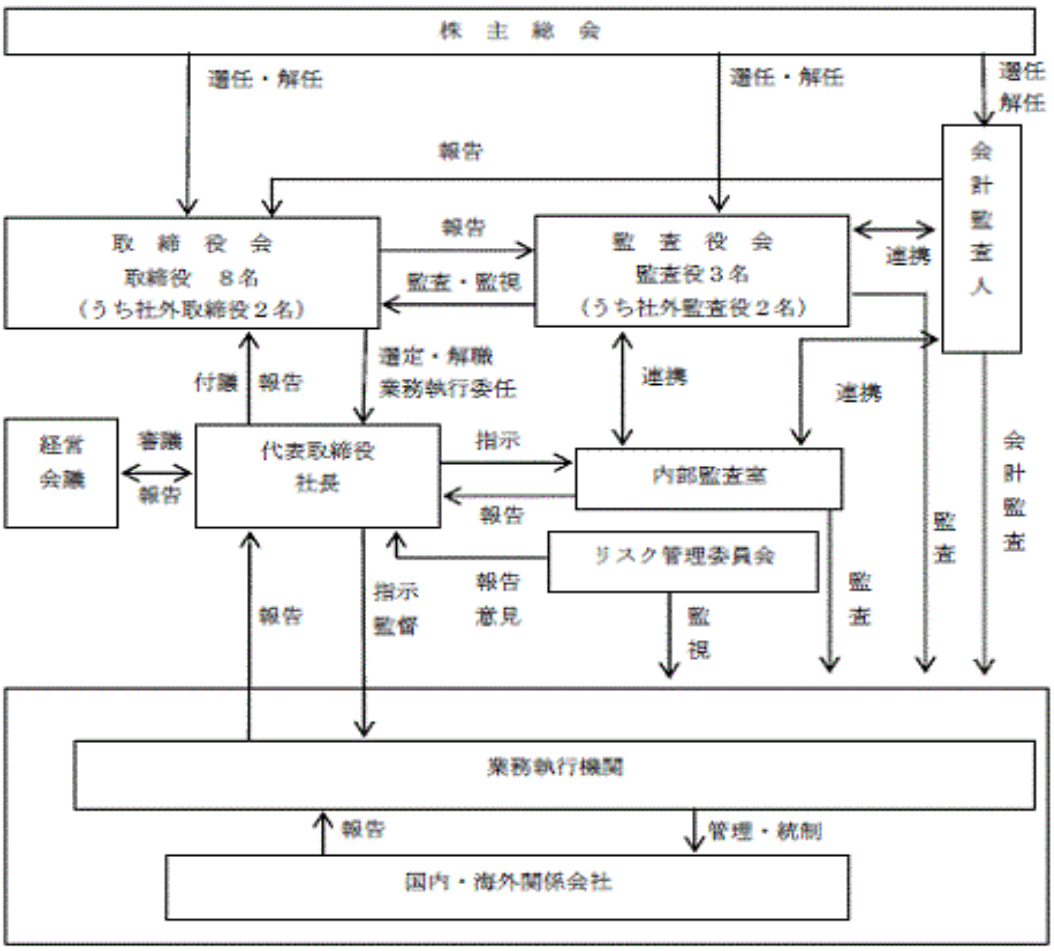
(1) 基本方針
当社は、財務内容や事業活動状況等の経営情報を適時適正に開示することを「会社情報の公表予定時刻前のウェブサイトへの掲載等に係る対応ガイドライン」に掲げ、実践しております。

(2) 会社情報の管理および開示体制
(イ) 情報の開示責任者
情報開示責任者は、管理部門を担当する取締役から情報管理担当取締役として代表取締役が任命します。情報管理担当取締役は、各部から入手する会社情報の集約および開示すべき重要情報の選別についての責任者となります。
(ロ) 情報の開示責任部門
開示すべき会社情報のうち、決算に関する情報の取りまとめと開示責任部門は財務部、決定事実・発生事実が生じた場合は開示責任部門を総務部としております。
(ハ) 情報の開示担当者
開示は代表取締役社長または情報管理担当取締役が行うほか、開示担当者としてIR・広報担当者を設置しております。また、開示には複数の担当者で対応することにより、情報の正確性と公平性を維持するように努めております。

(3) 当社における開示を要する情報の流れ
(イ) 重要情報の把握
開示を要する重要な決定事実、決算情報については、原則として経営会議（取締役・常勤監査役および部長で構成）に諮られており、更に特に重要な事項についてはすべて取締役会（取締役・監査役で構成）で検討討議されております。これらの会議に情報開示責任者（情報管理担当取締役）がすべて出席の上、重要情報について遺漏のない体制としております。発生事実については重大事故・災害等が発生した場合、各部・工場から総務部長を経由して情報開示責任者まで直ちに報告される緊急連絡体制となっております。
(ロ) 情報開示の要否の検討
情報開示責任者の指揮のもと、総務部・財務部・関係各部の協議により重要性を判断するとともに、証券取引所の適時開示規則等に準拠して、情報開示の要否を検討します。
(ハ) 適時開示の実行
開示すべき事項と判断した場合は、直ちに代表取締役社長にその旨を具申し、開示担当部門は、情報の正確性や適法性に加えて、内容の十分性、明瞭性等を配慮して開示資料を作成します。発生事実については速やかに、決定事実および決算情報については取締役会承認後遅滞なく適時開示を実行します。

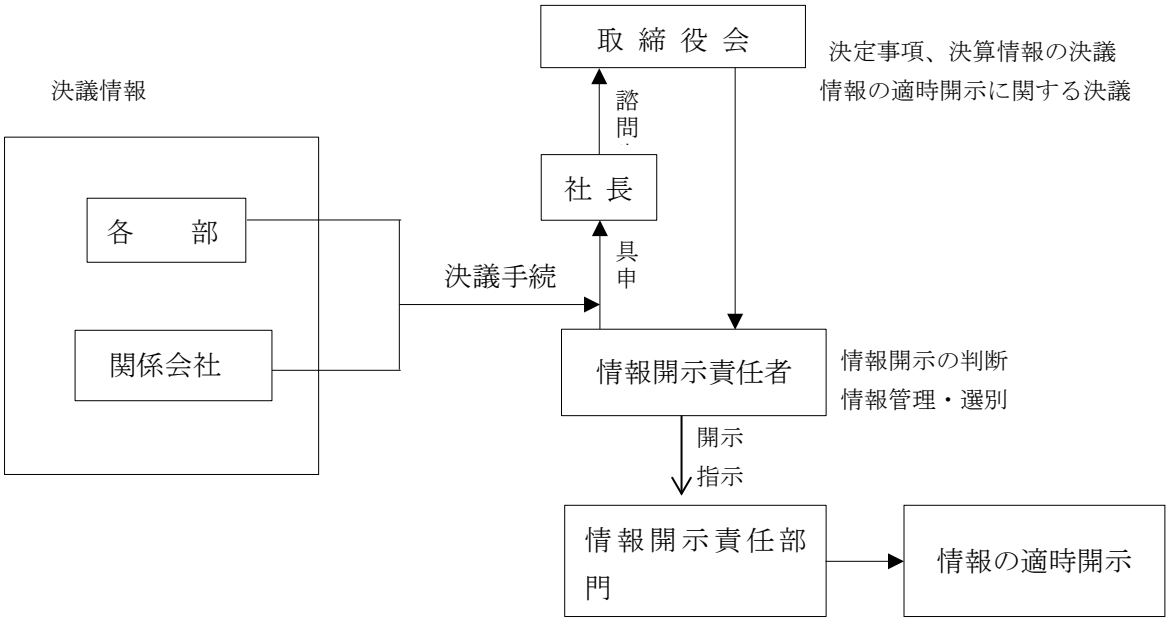
(4) 適時開示体制を対象としたモニタリング
内部監査部は、稟議書、経営会議の資料・議事録および取締役会議事録を定期的に閲覧し、東証の適時開示規則の基準に従い、開示手続きが適切に機能しているかモニタリングを実施しております。

コーポレートガバナンス体制（模式図）



適時開示体制

（1）決定事実・決算に関するフロー図



（2）発生事実に関するフロー図

